

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター定款

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員（第7条—第12条）

第2節 理事会（第13条—第16条）

第3節 業務の範囲及びその執行（第17条—第20条）

第3章 資本金，出資及び資産（第21条・第22条）

第4章 委任（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は，精神障害者の医療，保護及び発生の予防並びにこれらに必要な研究を行うことを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は，地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は，岡山県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は，事務所を岡山市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は，特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は，岡山県公報に掲載して行う。ただし，天災その他やむを得ない事情で岡山県公報に掲載することができないときは，法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載に代えることができる。

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員

（役員）

第7条 法人に，役員として，理事長1人，副理事長1人，理事5人以内及び監事2人を置く。

（役員職務及び権限）

第8条 理事長は，法人を代表し，その業務を総理する。

2 副理事長は，法人を代表し，理事長の定めるところにより，理事長を補佐して法人の業務を掌理

し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は岡山県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

（理事長の任命）

第9条 理事長は、知事が任命する。

（理事長以外の役員の任命）

第10条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

2 監事は、知事が任命する。

（役員の任期）

第11条 理事長の任期は4年とし、副理事長、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

（職員の任命等）

第12条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第13条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第14条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

2 理事長は、副理事長及び理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

（議事）

第15条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席した副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。

（議決事項）

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 分院，診療所，診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか，理事会が定める重要事項

第3節 業務の範囲及びその執行

（公共的な施設の設置）

第17条 法人が設置し，運営する第1条の目的を達成するため設置する公共的な施設の名称及び所在地は，次のとおりとする。

名 称	所 在 地
岡山県精神科医療センター	岡山市北区鹿田本町3番16号
東古松サント診療所	岡山市北区東古松四丁目9番24号

（業務の範囲）

第18条 法人は，第1条の目的を達成するため，次に掲げる業務を行う。

- (1) 精神科及び神経科に関する医療を提供すること。
- (2) 精神科及び神経科に関する医療の調査及び研究を行うこと。
- (3) 精神科及び神経科に関する医療技術者の研修を行うこと。
- (4) 災害時における医療救護に関すること。
- (5) 前4号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（緊急時における知事の要求）

第19条 法人は，災害が発生し，若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ，若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため知事が必要と認める場合に，知事から前条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは，その求めに応じ，当該業務を実施することとする。

（業務方法書）

第20条 法人の業務の執行に関する事項は，この定款に定めるもののほか，業務方法書に定めるところによる。

第3章 資本金，出資及び資産

（資本金等）

第21条 法人の資本金は，法第67条第1項の規定により岡山県から法人に対し出資されたものとされる金額及び岡山県が出資する資金その他の財産の価額の合計額とする。

- 2 法第67条第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については，それぞれ別表第1及び別表第2に掲げるものとする。
- 3 岡山県が出資する財産のうち建物については，別表第3に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第22条 法第88条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は、岡山県に帰属する。

第4章 委任

(規程への委任)

第23条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款は、主務大臣の認可の日（平成19年10月1日）から施行する。

附 則

この定款は、主務大臣の認可の日（平成25年3月27日）から施行する。

附 則

この定款は、主務大臣の認可の日（平成27年4月1日）から施行する。

別表第1（第21条関係）

資産の種別	所在地	地目	地積 (㎡)
土地	岡山市北区鹿田本町78番	宅地	834.55
土地	岡山市北区鹿田本町79番	宅地	337.00
土地	岡山市北区鹿田本町80番	宅地	321.88
土地	岡山市北区鹿田本町82番	宅地	567.00
土地	岡山市北区鹿田本町83番	宅地	600.03
土地	岡山市北区鹿田本町84番1	宅地	710.44
土地	岡山市北区鹿田本町85番1	宅地	3.30
土地	岡山市北区鹿田本町86番6	宅地	119.14
土地	岡山市北区鹿田本町87番1	宅地	210.31
土地	岡山市北区鹿田本町87番3	宅地	45.19
土地	岡山市北区鹿田本町88番	宅地	522.28
土地	岡山市北区鹿田本町89番	宅地	1,313.88
土地	岡山市北区鹿田本町89番2	宅地	41.22
土地	岡山市北区鹿田本町91番	宅地	834.44
土地	岡山市北区鹿田本町92番	宅地	499.17
土地	岡山市北区鹿田本町93番2	宅地	231.40

土地	岡山市北区鹿田本町93番3	宅地	33.05
土地	岡山市北区鹿田本町313番2	宅地	4,184.60
土地	岡山市北区鹿田本町313番12	宅地	88.71
土地	岡山市北区東古松字北原84番3	宅地	193.65
土地	岡山市北区東古松字北原84番4	宅地	171.90

別表第2（第21条関係）

資産の種別	施設名	所在地	構造	延べ床面積 (㎡)
建物	岡山県精神科医療センター 西棟	岡山市北区鹿田本町3番16号	鉄筋コンクリート造 陸屋根 地下1階付5階建	8,184.30
建物	岡山県精神科医療センター 中棟	岡山市北区鹿田本町3番16号	鉄筋コンクリート造 陸屋根 4階建	6,406.61

別表第3（第21条関係）

資産の種別	施設名	所在地	構造	延べ床面積 (㎡)
建物	岡山県精神科医療センター 東棟	岡山市北区鹿田本町3番16号	鉄筋コンクリート造 陸屋根 4階建	2,406.39